



2025年3月19日

各位

会社名 日本航空株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子
(コード: 9201 東証プライム市場)
問合せ先 財務部長 西澤 修英
(TEL 03-5460-3121 (代表))

定款の一部変更及び第1回社債型種類株式の発行登録に関するお知らせ

日本航空株式会社(以下「当社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、2025年6月24日に開催予定の第76期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)を付議することを決議し、第1回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しましたので、下記のとおりお知らせします。

I. 本定款変更について

1. 定款変更の目的及び理由

当社グループは、「世界で一番選ばれ、愛されるエアライングループ」となることを目指し、「2021-2025年度JALグループ中期経営計画」を全社員一丸となって遂行しております。当社グループは、2023年5月に公表した「ローリングプラン2023」から中長期的な成長の実現のためにESG戦略を最上位の戦略と位置づけました。人・モノの移動を通じた関係・つながりの創出による地域活性化や環境負荷低減といった社会的価値を創出するとともに、当社の経済的価値を高め、中長期的な企業価値の向上へつなげていきます。

企業価値向上を実現するための経営資源配分として、本日公表の「中期経営計画ローリングプラン2025」のとおり、新型機材の購入や、マイルを中心とした非航空領域への成長投資を予定しています。特に航空領域におけるCO2削減に向けた取り組みを加速させるために、省燃費機材への更新、SAF(Sustainable Aviation Fuel)の活用等を推進しており、環境負荷を抑えながらサービスを高度化し競争力を強化します。非航空領域では、マイル、コマース事業を中心とした多様な商品・サービス展開により、新たな収益源へと成長させていきます。

当社グループは、不確実性の高い経済環境下における想定外の外部環境変化にも備え、社会インフラ企業として安定した経営を維持し、当該ESG戦略の実行により持続的な成長を実現していくために、財務体質の維持向上に努めています。今後更なる事業戦略の推進に向けた財務基盤の強化及びリスク耐性強化のために、安定的かつ多様な外部資金調達能力の維持向上が重要であると認識しております。一方で、経営資源配分という観点では、コロナ禍でも当社を支えていただいた普通株主の皆さまへの還元も重要と考えており、主に配当による安定的な株主還元、資本効率性の向上に取り組んでいます。

このような背景のもと、持続的な企業価値向上の実現に向けて、強固な財務基盤の構築と今後の自己株式取得を含めた資本効率の追求を両立しつつ、更なる事業戦略の推進に向けた成長投資資金

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

を確保するための資金調達手法として、普通株主の皆さまに希薄化が生じない「社債型種類株式」が有用な選択肢であると考えました。また、当社は本定款変更の本定時株主総会に対する付議を決定したことに加え、本日付で第1回及び第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）（以下、併せて「永久劣後社債」といいます。）の発行に係る訂正発行登録書を提出しております。これにより、当社の財務戦略において、主に個人投資家を対象とする本社債型種類株式（以下に定義します。）と機関投資家を対象とした永久劣後社債の両方の選択肢を備えることができ、幅広い投資家からの機動的な資本性資金調達の実現を通じた、強固な財務基盤の構築及び高い資本効率性の実現の両立を目指してまいります。

なお、本定款変更において、第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式（以下「本社債型種類株式」といいます。）に関する規定を追加することに伴い、現行定款の優先株式に関する規定を削除するほか、所要の変更を行います。

また、当社は本日付で「社債型種類株式に関する説明資料」及び「社債型種類株式に関する Q&A」を公表していますので、併せてご参照ください。

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 定款変更の内容

別紙1「定款変更案」をご参照ください。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月24日(予定)

定款変更の効力発生予定日 2025年6月24日(予定)

4. 本社債型種類株式の商品性

①「社債型」種類株式としての商品性

本社債型種類株式は、当社普通株主の皆さまへの配慮として、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われず、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため今後、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られたあかつきには、普通株主の皆さまの議決権が希薄化することなく、また、普通株式による増資に比べて普通株式に係る ROE や EPS を含む当社財務指標への影響により配慮(注)しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりえるものと考えています。

(注) 普通株式に係る ROE や EPS を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分(種類株式払込金額及び優先配当金)を控除して計算することを想定した場合となります。

②ハイブリッド社債に類似した商品性

本社債型種類株式を発行する際には、当社が発行する予定の永久劣後社債等のいわゆるハイブリッド社債に類似した商品性とする想定であり、主に以下のような特徴を有する設計とすることを検討しています。

(主な特徴)

優先配当金	発行から概ね5年間は固定配当(注1)、その後は変動配当 普通株式に優先、累積型、非参加型
当社による取得条項	発行から5年後以降等に、金銭対価による取得が可能(注2)
議決権	なし
普通株式への転換権	なし

一方で、本社債型種類株式は一般的なハイブリッド社債とは異なり、発行により調達した金額は会計上も資本として計上されるほか、資本コストは発行時に決定される配当率相当分であるため、普通株式による増資よりも資本コストを抑制できると考えられます。(注1)

(注1) 2025年3月19日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当率は5パーセント以下を想定しています。

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注2) ハイブリッド社債の場合、市場慣習として、固定利率期間が終了する等の段階で、発行会社が期限前償還(コール)することが一般的です。

当社は取得条項に基づき本社債型種類株式の取得を行う場合等に、異なる回号の本社債型種類株式を機動的に発行することができるように、本定款変更において第6回までの授權枠を設定しています。

③一般募集による発行、東京証券取引所への上場

本社債型種類株式を発行する際には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般公募による発行を行い、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。これにより、個人投資家の皆さまにも投資可能な商品とすることを企図しています。

④種類株主総会

本社債型種類株式を有する株主(以下「社債型種類株主」といいます。)は、会社法で定める事項及び定款で定めた事項に限り、種類株主総会において決議をすることができます。本定款変更により、当社が以下の行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとする想定です。

- ・当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除きます。)
- ・当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

上記のとおり、本社債型種類株式の商品性は普通株主の皆さまに議決権の希薄化という不利益を与えるような内容ではないと考えています。また、当社はあらゆる事態に対応できるように財務戦略の柔軟性を高めることが重要であると考えていることから、強固な財務基盤と高い資本の効率性を維持向上しつつ、資金調達手法の選択肢を新たに確保することを目的として、本定款変更を行うことを企図しています。

II. 第1回社債型種類株式に係る発行登録について

当社は本日付で、下記のとおり第1回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しています。

なお、第1回社債型種類株式の発行条件及び発行総額等は、別紙2「第1回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載されるものを除き、未定です。また、第1回社債型種類株式を含む本社債型種類株式の具体的な発行時期についても未定ですが、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られ、第1回社債型種類株式が最善の調達手法と判断した場合には、市場環境にもよるものの、2025年度中に第1回号の発行を最大2,000億円の規模で行う可能性があり、当社の資本政策に照らして、今後、当社取締役会の決議(以下「発行決議」といいます。)により定めます。また、第2回号以降の具体的な発行時期、内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

に勘案して決定してまいります。発行時の当社の資本政策によっては、格付上の資本性評価を取得する商品性による発行も可能な定款の規定としております。なお、第1回社債型種類株式を発行した場合、その調達資金は、新型機材の購入や、マイルを中心とした非航空領域への成長投資の資金に充当する予定です。詳細については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいります。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 募集有価証券の種類 | 第1回社債型種類株式 |
| (2) 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで
(2025年3月27日～2027年3月26日) |
| (3) 発行予定額 | 2,000億円を上限とします。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集 |
| (5) 調達資金の用途 | 新型機材の購入や、マイルを中心とした非航空領域への成長投資の資金に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。 |
| (6) 引受証券会社 | 野村証券株式会社、大和証券株式会社(注)
(注) その他の引受人に関しては未定であり、その他の引受人が加わる場合には、発行決議において決定されます。 |
| (7) その他募集に関する事項 | 別紙2「第1回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載のとおりです。 |

以上

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙 1

定款変更案

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案																								
<p>第 1 条～第 5 条 (省略) (発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7 億 5000 万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="311 537 686 716"> <tr> <td>普通株式</td> <td>7 億株</td> </tr> <tr> <td>第 1 種優先株式</td> <td>1250 万株</td> </tr> <tr> <td>第 2 種優先株式</td> <td>1250 万株</td> </tr> <tr> <td>第 3 種優先株式</td> <td>1250 万株</td> </tr> <tr> <td>第 4 種優先株式</td> <td>1250 万株</td> </tr> </table> <p>第 6 条の 2 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の普通株式及び優先株式(第 1 種優先株式、第 2 種優先株式、第 3 種優先株式及び第 4 種優先株式をいう。以下同じ。)の単元株式数は、それぞれ 100 株とする。</p> <p>第 8 条～第 13 条 (省略) (基準日)</p> <p>第 14 条 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。</p>	普通株式	7 億株	第 1 種優先株式	1250 万株	第 2 種優先株式	1250 万株	第 3 種優先株式	1250 万株	第 4 種優先株式	1250 万株	<p>第 1 条～第 5 条 (現行どおり) (発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7 億 5000 万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="949 537 1420 795"> <tr> <td>普通株式</td> <td>7 億株</td> </tr> <tr> <td>第 1 回社債型種類株式</td> <td>5000 万株</td> </tr> <tr> <td>第 2 回社債型種類株式</td> <td>5000 万株</td> </tr> <tr> <td>第 3 回社債型種類株式</td> <td>5000 万株</td> </tr> <tr> <td>第 4 回社債型種類株式</td> <td>5000 万株</td> </tr> <tr> <td>第 5 回社債型種類株式</td> <td>5000 万株</td> </tr> <tr> <td>第 6 回社債型種類株式</td> <td>5000 万株</td> </tr> </table> <p>第 6 条の 2 (現行どおり) <u>(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</u></p> <p>第 6 条の 3 当社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式(第 1 回社債型種類株式乃至第 6 回社債型種類株式をいい、第 1 回社債型種類株式乃至第 6 回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)を有する株主(以下「社債型種類株主」という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第 157 条第 1 項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第 160 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しないものとする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の普通株式及び社債型種類株式の単元株式数は、それぞれにつき 100 株とする。</p> <p>第 8 条～第 13 条 (現行どおり) (基準日)</p> <p>第 14 条 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。</p>	普通株式	7 億株	第 1 回社債型種類株式	5000 万株	第 2 回社債型種類株式	5000 万株	第 3 回社債型種類株式	5000 万株	第 4 回社債型種類株式	5000 万株	第 5 回社債型種類株式	5000 万株	第 6 回社債型種類株式	5000 万株
普通株式	7 億株																								
第 1 種優先株式	1250 万株																								
第 2 種優先株式	1250 万株																								
第 3 種優先株式	1250 万株																								
第 4 種優先株式	1250 万株																								
普通株式	7 億株																								
第 1 回社債型種類株式	5000 万株																								
第 2 回社債型種類株式	5000 万株																								
第 3 回社債型種類株式	5000 万株																								
第 4 回社債型種類株式	5000 万株																								
第 5 回社債型種類株式	5000 万株																								
第 6 回社債型種類株式	5000 万株																								

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2 前項及び第 45 条に定める場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第 15 条～第 16 条 (省略)
第 3 章 優先株式
(優先配当金)

第 17 条 当会社は、第 45 条に基づき毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額の金銭（以下「優先配当金」という。）による剰余金の配当を行う。

- (1) 第 1 種優先株式及び第 2 種優先株式 1 株につき、その 1 株当たりの払込金額相当額に、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当率（15 パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額
 - (2) 第 3 種優先株式及び第 4 種優先株式 1 株につき、その 1 株当たりの払込金額相当額に、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当率（10 パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額
- 2 ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 3 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

2 前項及び第 44 条に定める場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第 15 条～第 16 条 (現行どおり)
第 3 章 社債型種類株式
(社債型種類株式優先配当金)

第 17 条 当会社は、第 44 条第 1 項に基づき 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主又は社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式 1 株につき、第 1 号に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- (1) 当該社債型種類株式の 1 株当たりの発行価格（次号に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当率（10 パーセントを上限とする。以下「本配当率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）
 - (2) 「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる 1 株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う 1 株当たりの金額）をいう。
- 2 ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式 1 株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 18 条 当社は、残余財産を分配するときは、<u>優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき、その 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の金銭を支払う。</u></p> <p>2 <u>優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</u></p> <p>(優先順位)</p> <p>第 19 条 <u>各優先株式の優先配当金の支払及び残余財産の分配の順位は、同順位とする。</u></p>	<p><u>当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。</u><u>社債型種類株式累積未払配当金については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式 1 株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u></p> <p>3 <u>社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</u></p> <p>(社債型種類株式優先期中配当金)</p> <p>第 18 条 当社は、第 44 条第 2 項に基づき 9 月 30 日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式 1 株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第 19 条 当社は、残余財産を分配するときは、<u>社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式 1 株につき、当該社債型種類株式の 1 株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該配当が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を支払う。</u></p>
---	--

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p><u>(議決権)</u> 第 20 条 優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。</p> <p>2 優先株主は、会社法第 322 条第 3 項ただし書の場合を除き、各優先株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することができない。</p> <p><u>(株式の併合又は分割等)</u> 第 21 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>2 当会社は、優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>3 当会社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p><u>(取得請求権)</u> 第 22 条 第 3 種優先株式を有する株主及び第 4 種優先株式を有する株主は、第 3 種優先株式及び第 4 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める当該優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、自己の有する第 3 種優先株式及び第 4 種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、当該優先株式を取得すると引換えに、当該優先株主が取得の請求をした優先株式の数に 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の</p>	<p>2 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p> <p><u>(議決権)</u> 第 20 条 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 第 21 条 当会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該社債型種類株式を取得すると引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式 1 株につき、当該社債型種類株式の 1 株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。</p> <p>2 前項に基づき社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。</p> <p><u>(株式の併合又は分割等)</u> 第 22 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>2 当会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>3 当会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>4 当会社は、株式移転（当会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等</p>
--	---

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

普通株式を交付する。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項にしたがってこれを取扱う。

- 2 前項に規定する取得価額は、当初、当会社の普通株式の時価を基準として第3種優先株式及び第4種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法を定めることができるものとする。当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(一斉取得)

第23条 当会社は、当会社に取得されていない第3種優先株式及び第4種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当会社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その有する優先株式の数の当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該決議により交付すべき普通株式の上限の算定方法を定めることができる。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の1株に満たない端数があるときは、会社法第234条にしたがってこれを取扱う。

(取得条項)

第24条 当会社は、各優先株式について、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会の決議によって別に定める日が到来したときは、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。

- 5 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。

(優先順位)

第23条 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(削 除)

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2 前項に基づき各優先株式の一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法により行う。

第 25 条～第 29 条 (省略)
(種類株主総会)

第 30 条 第 26 条、第 28 条第 1 項並びに第 29 条の規定は、種類株主総会に準用する。

2 第 14 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

3 会社法第 324 条第 2 項の規定によるべき種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 31 条～第 38 条 (省略)
(監査役の選任決議)

第 39 条 第 32 条第 1 項の規定は、監査役に準用する。

第 24 条～第 28 条 (現行どおり)
(種類株主総会)

第 29 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条第 1 項及び第 28 条の規定は、種類株主総会に準用する。

2 第 14 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

3 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

4 当会社の種類株主総会は、取締役会の決議に基づいて、代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

5 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

(1)当会社が消滅会社となる合併又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）

(2)当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認

第 30 条～第 37 条 (現行どおり)
(監査役の選任決議)

第 38 条 第 31 条第 1 項の規定は、監査役に準用する。

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p>第 40 条～第 45 条 (省略) (剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第 46 条 剰余金の配当については、支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 剰余金の配当には、利息をつけない。</p>	<p>第 39 条～第 44 条 (現行どおり) (剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第 45 条 剰余金の配当については、支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 <u>この定款に別段の定めがある場合を除き</u>、剰余金の配当には、利息をつけない。</p>
--	---

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙 2

第 1 回社債型種類株式発行要項(一部)

1. 募集株式の種類 日本航空株式会社第 1 回社債型種類株式(以下「第 1 回社債型種類株式」という。)
2. 募集株式の数 未定
3. 発行価格(募集価格)の総額 発行価格(募集価格) 未定
「発行価格」とは、第 1 回社債型種類株式の対価として投資家が支払う 1 株当たりの金額をいう。
4. 払込金額 未定
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 払込期日 未定
7. 申込株数単位 100 株
8. 優先配当金 (1) 優先配当金
当社は、3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第 1 回社債型種類株式を有する株主(以下「第 1 回社債型種類株主」という。)又は第 1 回社債型種類株式の登録株式質権者(以下、第 1 回社債型種類株主と併せて「第 1 回社債型種類株主等」と総称する。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。)に先立ち、次号に記載する額の金銭(以下「第 1 回社債型種類株式優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に記載する第 1 回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
(2) 第 1 回社債型種類株式優先配当金の額
1 株につき、その 1 株当たりの発行価格相当額に、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件(※ 1)を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で決定される配当年率を乗じて算出した額
当該配当年率は、第 1 回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から 5 年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議により定める固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド(以下「当初スプレッド」という。)を加えた率(※ 2)とし、その後の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び 5 パーセントを加えた率とする。ただし、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも 10 パーセントを上限とする。

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

※1 当該仮条件は、当社が受領する第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書及び当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等を総合的に踏まえて決定する。

※2 2025年3月19日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5パーセント以下を想定している。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本項第(2)号に記載するブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。)。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

9. 優先期中配当金

当社は、9月30日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭(ただし、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含む。)から期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭)(以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に記載する額の金銭を支払う。

1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

1 1. 優先順位

各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

1 2. 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

1 3. 種類株主総会の決議 (1)

種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(3) 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

(a)当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）

(b)当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

1 4. 取得条項(会社による金銭対価の取得)

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日(発行日)(同日を含む。)から5年を経過した日が到来し、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付する。ただし、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日（以下に定義する。）のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができない。

「振替取得日」とは、本項に記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。

(2) 取得の方法

本項第(1)号に基づき、第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

15. 株式の併合又は分割等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

(2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、第1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付する。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法による。

16. 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

この文書は当社の定款変更及び社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。